

# 令和7年度広島県広域捕獲活動支援事業捕獲実施業務仕様書

## 1 業務の目的

広島県（以下「甲」という。）は、野生鳥獣による農業被害防止対策として、「環境改善」、「侵入防止」及び「加害個体の捕獲」の総合的な取組を推進している。

甲は、市町が行う有害捕獲活動だけでは、広域的に分布・移動するイノシシ及びニホンジカ（以下「シカ」という。）の十分な被害低減が難しいことから、市町境等の山中に潜み、農地等に出没して農作物に加害する個体を対象とした捕獲活動の実施を通じて、農業被害の低減と捕獲従事者の人材育成を図ることとしている。

本業務では、甲が別途発注する「令和7年度広島県広域捕獲活動支援事業監理等業務」（以下、「監理業務」という。）の受託者（以下「丙」という。）と連携を密にし、安全かつ効率的な捕獲活動の実施と捕獲従事者の人材育成への協力を行う。

## 2 捕獲活動を実施する区域

### (1) 実施する市町

本業務では、安芸高田市及び北広島町（以下「各市町」という。）で捕獲活動を実施する。

### (2) 実施する区域

(1)の各市町における実施区域については、これまで捕獲活動を実施しても被害が減少しない地域や有害捕獲が実施されていない地域として、安芸高田市甲田町下甲立・稼地及び北広島町川井・丁路保余原・石井谷を候補地域に選定している。その中で、イノシシ及びシカの高密度地区を選定し、安全かつ効率的に活動可能な概ね500m四方の実施区域を丙が設定する（図1参照）。

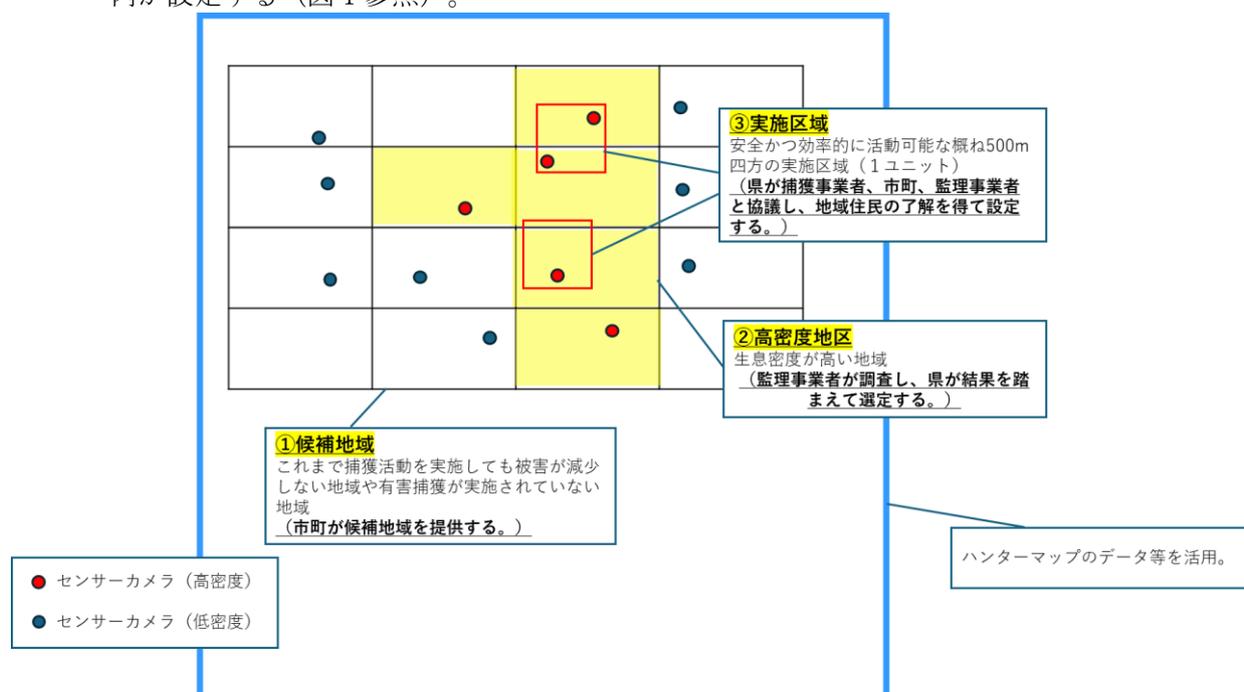


図1 実施地区および実施区域（ユニット）の設定イメージ

### 3 一般事項

受託者（以下「乙」という。）は、甲が行う関係者等との協議等に協力するとともに、丙と連携して業務を実施し、業務成果の品質向上に努めるものとする。

捕獲活動実施に当たっては、各市町や地権者等関係者との調整や、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に基づく捕獲許可申請、その他法令上必要な手続き等は、甲と協議の上、甲又は乙が行うこととする。

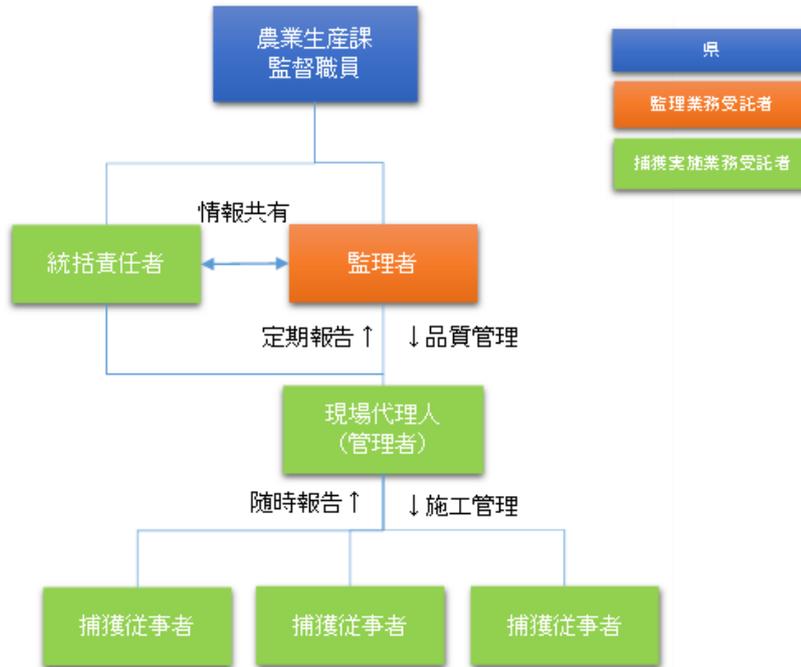


図 2 広域捕獲活動支援事業の実施体制

### 4 事業管理統括責任者等

(1) 乙は、事業全体を管理する「事業管理統括責任者」（以下「統括責任者」という。）を設置し、甲と丙へ報告すること。

統括責任者は、丙が設置する「監理者」と密に連携を図りながら、捕獲活動が円滑に実施できるよう業務を進めることとし、(2)の現場代理人に必要な指示等を行うこと。

(2) 乙は、実施区域ごとに「現場代理人」を設置して甲と丙に報告すること。

現場代理人は、監理者や事業管理統括責任者からの指示を踏まえ、捕獲現場の安全管理やスケジュール管理、地域住民との協議や調整、を捕獲従事者の管理監督及び指示のほか、捕獲従事者からの報告を踏まえて必要に応じて甲や監理者と協議すること。

また現場代理人は、定期的に（週 1 回以上）、監理者へ進捗状況を報告し、丙が作成する工程表及び捕獲計画書からの進捗の遅れや差異が発生した場合は適切な調整を行うなど、速やかに対応すること。

## 5 業務内容

乙は、本業務の趣旨を理解した上で、別表の業務を行うこと。

## 6 契約変更

乙は、次の掲げる場合において、実際に作業が発生しなかった経費等を精査し、甲と乙とで協議の上、契約の変更を行うものとする。

- (1) 捕獲活動の期間及び作業日数に変更が生じた場合。
- (2) 捕獲目標頭数に達しなかった場合。
- (3) その他契約金額を変更する必要があるが生じた場合。

## 7 事業実施期間

契約の日から、令和8年2月28日までとする。

## 8 協議・打合せ

乙は、着手時及び完了前に甲及び丙と打合せするとともに、甲及び丙の監理者の指示に応じて適宜、打ち合わせを行う。

乙は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに甲及び丙と協議・調整を行うこと。

本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。

## 9 報告及び提出物

### (1) 月例報告

乙は、様式第1号により毎月の業務の実施状況について、翌月の15日までに甲及び丙に報告するものとする。

### (2) 報告書

業務が完了したときは、速やかに業務の結果を取りまとめ、以下のものを委託業務完了通知書とともに提出し、検査を受けること。業務報告書は1部と電子データで提出することとし、以下について併せて提出すること。

- ・捕獲活動期間の毎月の業務の実施状況（様式第1号）
- ・わなの稼働記録票（様式第2号）
- ・別表業務一覧の3（1）の⑧の捕獲確認書類
- ・別表業務一覧の3（1）の④～⑩における領収書、支払金額が確認できる証拠書類

## 10 その他

業務の実施にあたっては、「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」（令和5年12月27日食料安定供給・農林水産基盤強化本部決定）において示され

た「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（令和4年農林水産省告示第1412号）第二の2の③の「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」のうち最低限行うべき環境負荷低減の取組を実施すること。

業務で乙が購入する機材（税込10万円以上のもの）は甲の財産として、業務実施中は甲が乙に貸与するものとし、業務完了後は甲に返還すること。

その他、関係する法令等を遵守すること。

別表 業務一覧

作業項目	作業内容
1 実施体制の整備	<p>乙は、甲、丙と打合せにおいて、実施体制の整備を行うものとする。整備に当たっての留意点は以下のとおりである。</p> <p>①工程表の作成に対する協力</p> <p>乙は、丙が実施する事業全体の進め方を示した工程表及び捕獲計画書の作成に対して必要な協力を行うものとする。</p> <p>②捕獲体制の整備</p> <p>乙は、本事業の仕様に沿った活動を理解し、遂行できる捕獲従事者を確保して、適切な捕獲体制を構築するものとする。</p> <p>なお、今後の捕獲従事者の育成の観点から、若年層（50歳以下）の捕獲従事者を積極的に確保するものとする。</p> <p>また、捕獲活動を実施するまでに捕獲許可申請書及び捕獲許可書の写しを提出すること。</p> <p>※ 円滑な捕獲活動を実施する観点から、実施区域ごとに捕獲従事者を10名程度確保することを想定している。</p> <p>※ 本業務に必要な打ち合わせとして、3人・日を想定している。</p>
2 人材育成活動	<p>乙は、捕獲従事者に対して、丙が実施区域ごとに実施する「捕獲業務従事者向け研修」（3時間程度の講習）について、本業務に従事する捕獲従事者全員を参加させるものとする。</p> <p>また、丙が実施する講習の実施にあたり、運営等について協力するとともに、事業管理統括責任者は講習に同席すること。</p> <p>なお、講習では、次の内容について講義等を行う予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の趣旨及び捕獲計画について</li> <li>・狩猟と有害捕獲で求められるアウトプットの違い</li> <li>・捕獲時の記録方法</li> <li>・安全確保、法令順守 等</li> </ul> <p>乙は、丙が区域ごとに実施する「捕獲活動従事者向け研修」について、現地での運営に協力すること。現場代理人は講習に同席し、捕獲業務の実施状況を説明すること。</p> <p>※ 本作業項目は、研修ごとに参加者の旅費のみ計上している。</p>
3 捕獲活動	<p>(1) 捕獲活動</p> <p>乙は、丙が作成する捕獲計画に沿って、誘引作業、わな等による捕獲、止めさし、個体処理からなる捕獲活動（以下「捕獲活動」という。）を実施するものとする。捕獲に際しては安全確保を万全にするとともに、捕獲効率を最大化するための工夫をすること。</p> <p>捕獲を実施する上で必要な安全対策が取られ、法令を遵守して業務が実施できる実施体制を確保すること。</p>

作業に当たっての留意点、数量は以下のとおりである。

#### ①捕獲計画の作成への協力

乙は、丙が実施する捕獲計画の取りまとめにあたり、捕獲活動の実施体制、実施区域、実施時期、手法、モニタリング調査等の実施内容について必要な情報提供を行うなど、協力するものとする。

#### ②捕獲実施区域の設定

各市町において、丙が実施する生息状況調査により選定した高密度地区において、甲、丙及び各市町と協議の上で、捕獲実施区域を設定する。

捕獲実施区域は、概ね 500m 四方の範囲を 1 ユニットとし、2 ユニットのを設定する。

#### ③捕獲期間及び時期

令和 7 年 8 月（契約日以降）～令和 7 年 10 月末の間のうち原則 60 日間実施するものとする。なお、1 ユニットあたりの捕獲活動は、概ね 30 日間とし、詳細な捕獲時期は、甲及び丙と協議の上、決定するものとする。

#### ④捕獲手法

捕獲は、シカについてはくくりわなにより、イノシシについては箱わなにより、捕獲することを想定しており、1 ユニットあたり 20 基以上（うち箱わなはイノシシの生息密度や被害状況を勘案して 5 基以内）で設置するものとする。

捕獲業務の効果検証に資するため、現場代理人は、捕獲従事者が設置したわなの設置位置（座標または地図上）を記録すること。

捕獲効率を向上させるため、原則として 1 ユニットあたり 15 日間の餌による誘引期間を設け、その後 15 日間のわな架設による捕獲活動を実施すること。

誘引餌は、シカについては錯誤捕獲のリスクを低減する観点から、ヘイキューブを使用し、イノシシについては圧ペントウモロコシ及び米ぬかを使用することとする。なお、イノシシ及びシカ以外の鳥獣類が誘引されている状況があれば、直ちに誘引及び捕獲を中止すること。

なお、わな（既製品のみ）及び誘引餌は、乙が調達すること。詳細は甲及び丙と協議の上、決定する。

#### ⑤実施体制

誘引餌の設置、わなの見回り及び捕獲作業は、安全面から原則として 2 名 1 組で実施すること。

#### ⑥事前踏査

捕獲活動とは別に、活動の 1～2 週間前までに現地踏査を実施

し、地形やイノシシ及びシカの痕跡に応じ、安全確保可能な捕獲場所の最終選定を行うものとする。

なお、現地踏査を踏まえて、必要に応じて甲及び丙と捕獲計画の改定協議を行う。

#### ⑦止め刺し

止め刺しについては、安全かつ動物福祉の意識をもって速やかに行うことのできる手法により実施することとし、具体的な手法は甲及び丙と協議のうえ、決定する。必要に応じて電気止めさし器等の止め刺し資材を購入できるものとする。

#### ⑧捕獲個体の記録

捕獲個体については、鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等）における捕獲確認マニュアル（令和7年4月農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長通知）及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の実施確認ガイドライン（広島県農林水産局農業技術課令和5年3月改定）の書類確認に準じて、記録の作成を行い、甲が指定する捕獲確認アプリにより報告するものとする。

なお、捕獲の確認に必要な資材を購入できるものとする。

#### ⑨捕獲個体の処分

捕獲した個体は、原則として搬出の上、焼却（またはジビエ利用）処分することとし、甲、丙及び各市町と協議の上、決定する。なお、処分方法を変更する場合は、甲と協議の上、決定する。

#### ⑩わなの再架設

乙は、空はじきや錯誤捕獲した場合、わなを再架設するものとする。わなが破損していれば、新しいものを設置すること。

#### ⑪作業の記録

現場代理人は捕獲業務従事者に、上記⑥～⑩の活動実績を作業記録（様式第1号等）に整理させ、取りまとめたものを丙と共有すること。なお、甲が指定する捕獲確認アプリにより記録することも可能とする。

### （2）留意事項等

#### ①成果目標

捕獲目標頭数は153頭に設定する。

なお、本業務の目的は、イノシシとシカによる農業被害の低減と、捕獲人材の育成である。その検証は、監理業務において行うが、農業被害の低減効果は、丙が捕獲前後に実施するセンサーカメラの撮影頭数の変化と、集落等への聞取りや現地調査において確認することを想定している。

乙は本業務の実施に当たってはこの目的、目標、効果検証を念頭において進めること。

#### ②捕獲従事者への捕獲活動経費の支払い

乙は、次の作業項目を実施した際は、作業記録（様式第1号等）により作業実態を確認し、捕獲従事者に対し、活動時間に応じて算出した活動経費を支出するものとする。

- ・誘引餌の設置、わなの架設・撤去、見回り等活動に対する賃金。
- ・見回り・捕獲活動等に要した車両の燃料代。

※ 捕獲活動経費等の単価については、契約締結後、甲と乙で協議の上決定し、実際に捕獲従事者に支払われていることを書類で確認する。

#### ③保険への加入

乙は、次の要件に合致するよう保険に加入するものとする。

- ・わなの設置、見回り等、捕獲活動に起因する事故を補償対象とする賠償責任保険及び傷害保険に加入すること。
- ・また、甲が法律上の損害賠償責任を負った場合も補償対象となる内容であること。

※ 捕獲従事者が狩猟を行う目的で個人加入しているハンター保険等の保険は活用しないこととする。

※ 加入した保険の内容がわかる資料を提出すること。

#### ④錯誤捕獲の対応

イノシシ及びシカ以外の鳥獣が捕獲された場合の⑦～⑨にかかる経費は対象外とする。

その捕獲個体の処理については、各市町の指示に従うこと。

ツキノワグマが捕獲された場合には、乙は安全確保措置（近辺の立入禁止看板の緊急設置等）を施すとともに、速やかに甲、監理者及びツキノワグマ捕獲許可権限を有する行政機関に報告の上でその指示に従い、法令に基づき適切な措置を行うこと。

#### ⑤豚熱まん延防止対策の実施

捕獲活動の実施にあたっては、豚熱まん延防止対策の実施に留意すること。

#### ⑥安全管理等

丙が作成する捕獲計画に基づいて、必要な安全対策を実施すること。

捕獲業務の実施に先行して、甲は、各市町と連携して、地元関係者と調整を実施し、乙は、この調整結果に基づいて行動し、トラブルを回避する最大限の努力を払うこと。

#### ⑦コストの考え方

	<p>本業務の作業コストは次のとおり。</p> <p>本業務は「実施体制の整備」「人材育成活動」「捕獲活動」で構成する。各項目に記載しているものの他、以下の積算や単価による。</p> <p>(積算基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る事業者要件、積算基準及び共通仕様書の制定について（平成 31 年 4 月 16 日付け 30 林国経第 130 号（最終改正：令和 7 年 1 月 7 日付け 6 林国経第 62 号））</li> </ul> <p>(労務単価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（国土交通省 令和 7 年 2 月）の特殊作業員・普通作業員・土木一般世話役単価</li> </ul> <p>(その他)</p> <p><b>【エサ代】</b></p> <p>ヘイキューブ 1 か月 8 袋/地区 (30 k g /袋)</p> <p>圧ペントウモロコシ 1 か月 2 袋/地区 (20 k g /袋)</p> <p><b>【わな代】</b></p> <p>(くくりわな)</p> <p>踏み上げ式 74 基 (幅 120mm×高さ 35mm×長さ 220mm)</p> <p>20 基/箇所を設置、捕獲により 1/2 を交換する想定</p> <p>捕獲頭数を 100 頭に設定</p> <p>(箱わな)</p> <p>片扉タイプ 5 基 (幅 900mm×高さ 900mm×長さ 2,000mm)</p> <p><b>【くくりわな・箱わな設置】</b></p> <p>設置難易度：中・難 (1：1) で設定</p> <p><b>【燃料費】</b></p> <p>単価 175 円/リットルで設定</p> <p><b>【機械運転】</b></p> <p>林道等走行距離 (片道) 20km で設定</p> <p><b>【電気止め刺し機】</b></p> <p>二本槍タイプ 2 基 (バッテリー付属)</p> <p><b>【保定具】</b></p> <p>3 点セット 2 基</p>
4 報告書とりまとめ	上記 1～3 についてとりまとめを行い、報告書を作成する。